

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	池田市生活保護給付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田市は、「池田市生活保護給付に関する事務」において、特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、同ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識するほか、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行うことで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

池田市長

公表日

令和8年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	池田市生活保護給付に関する事務
②事務の概要	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還または費用の徴収、中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付に関する事務。 【生活保護システムから医療保険者等中間サーバー等への特定個人情報の連携】 池田市福祉事務所が、オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報 医療券・調剤券情報の提供を行う。 (池田市福祉事務所の生活保護システムまたは統合専用端末から、被保護者の資格情報、医療券・調剤券情報に関するデータを、医療保険者等向け中間サーバー等(運用支援環境の委託区画)へ連携する。) <委託元:池田市福祉事務所> ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 池田市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を実施し、池田市福祉事務所から委託区画に連携された個人番号を含む被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 池田市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 池田市福祉事務所から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
特定個人情報副本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(42、43の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号 池田市役所 総務部 総務課 TEL:072-754-6200
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号 池田市役所 健康福祉部 生活福祉課 TEL:072-754-6251
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	生活保護の申請時に対象者から申請書へ特定個人情報の記入、および特定個人情報記載のある書類を入手している。担当者や査察指導員のダブルチェックにより記入内容と記載内容に相違がないかの確認を行っている。また、生活保護システムの番号制度連携ユニットへの入力についても担当者や査察指導員のダブルチェックを行っている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[☒] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		

当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護の申請時に対象者から申請書へ特定個人情報の記入、および特定個人情報記載のある書類を入手している。入手した申請書や書類、USB メモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底しており、USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上で制御を行っている。また、使用する場合は、パスワードによる保護対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。